

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (共同参画社会推進課) 二

訓 令 甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二
- 公印規程の一部を改正する訓令 (私学文書課) 二
- 文書規程の一部を改正する訓令 (同) 三
- 県工事検査規程の一部を改正する訓令 (検査課) 三

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 四
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 四
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 四
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 八
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 八
- 建築基準法第八十六条の五第二項の規定に基づく認定の取消し (建築宅地課) 八
- 建築士免許の取消し (同) 九
- 出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 一〇
- 平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を改正する告示 (同) 一〇

ページ

規 則

- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 一〇
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 一一
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 一一
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 一一
- 衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定 一一
- 衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日 一一
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時 一一
- 公安委員会 (公安委員会) 一一
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一一

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項の表支所長の項中「気仙沼県税事務所南三陸支所」を削り、「東部児童相談所気仙沼支所及び気仙沼地方振興事務所南三陸支所」を「及び東部児童相談所気仙沼支所」に改める。

第三十二条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項を削る。

第六十三条第四項の表宮城県気仙沼地方振興事務所の項中「農林振興部」を「農業振興部、農業農村整備部、林業振興部」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中農林振興部の分掌事務の項を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項及び第十二項を削る。

第七十一条第二項の表宮城県本吉農業改良普及センターの項中「宮城県本吉農業改良普及センター」を「宮城県気仙沼農業改良普及センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十月六日

○宮城県規則第五十三号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年宮城県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「（宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所を除く。以下同じ。）」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中「、地域事務所の部長及び支所長」を「及び地域事務所の部長」に改める。

別表第四総務部長の専決事項の項第八号中「仙台地方振興事務所にあつては水産漁港部、気仙沼地方振興事務所にあつては支所」を「仙台地方振興事務所水産漁港部」に改め、同表農林振興部長の専決事項の項及び支所長の専決事項の項を削る。

附則

この訓令は、平成二十九年十月十日から施行する。

○宮城県訓令甲第十七号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

地方振興 事務所 地域事務 所用	方二八	知代印 県務者 城職者 宮事理	（地方振興事務所 地域事務所名）用	地方振興 事務所 各地域事 務所長
地方振興事 務所南三陸 支所用	方二八	知代印 県務者 城職者 宮事理	（地方振興事務所 地域事務所名）用	地方振興事 務所南三陸 支所長

を

地方振興 事務所 地域事務 所用	方二八	県印 城事 宮知	（地方振興事務所 地域事務所名）用	地方振興 事務所 各地域事 務所長
---------------------------	-----	----------------	----------------------	----------------------------

に改め、同表2の項中

地方振興事 務所南三陸 支所用	方二八	県印 城事 宮知	（地方振興事務所 地域事務所名）用	地方振興 事務所 各地域事 務所長
地方振興事 務所南三陸 支所用	方二八	知代印 県務者 城職者 宮事理	（地方振興事務所 地域事務所名）用	地方振興事 務所南三陸 支所長

を

文 一 書 用 般
方 二〇
宮 城 県 (地 方 振 興 事 務 所 名) 長 之 印 (地 域 事 務 所 名) 用
務 各 事 地 所 地 務 方 長 域 務 振 事 所 興

文 一 書 用 般
方 二〇
宮 城 県 (県 税 事 務 所 名) 長 (之) 印 (地 域 事 務 所 名) 用
事 所 県 務 各 税 所 地 務 長 域 務

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 二〇	方 二〇
宮 城 県 気 仙 沼 県 税 事 務 所 長 之 印 (地 域 事 務 所 名) 用	宮 城 県 (県 税 事 務 所 名) 長 (之) 印 (地 域 事 務 所 名) 用
所 南 税 気 長 三 事 仙 支 陸 務 沼 支 所 所 県	事 所 県 務 各 税 所 地 務 長 域 務

所 地 事 地 域 務 方 事 務 振 務 務 興
方 二八
宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 方 振 興 事 務 所 地 域 事 務 所 名) 用
務 各 事 地 所 地 務 方 長 域 務 振 事 所 興

を

に

を

に改め、同表8の項中

○宮城県訓令甲第十九号

この訓令は、平成二十九年十月十日から施行する。

附 則

「気振南第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所」を

「気振第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所」に、

「本農普第 号 宮城県本吉農業改良普及センター」を

「気振南第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所」を

「気振第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所」を

別表第一第二号(2)中「気振南第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所」を

「気振第 号 宮城県気仙沼地方振興事務所」に、

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

文書規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年十月六日

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

○宮城県訓令甲第十八号

この訓令は、平成二十九年十月十日から施行する。

附 則

文 一 書 用 般
方 二〇
宮 城 県 (地 方 振 興 事 務 所 名) 長 之 印 (地 域 事 務 所 名) 用
務 各 事 地 所 地 務 方 長 域 務 振 事 所 興

に改める。

文 一 書 用 般
方 二〇
宮 城 県 気 仙 沼 地 方 振 興 事 務 所 長 之 印 南 三 陸 支 所 用
陸 務 方 気 支 所 振 仙 所 南 興 沼 長 三 事 地

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年十月六日

宮工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程（昭和三十三年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方振興事務所の項中「水産漁港部及び農林振興部」を「及び水産漁港部」に、「地域事務所」を「並びに地域事務所」に改め、「南三陸支所の技術を担当する職員」を削る。

附則

この訓令は、平成二十九年十月十日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ベスト薬局	名取市下余田字鹿島十	平成二十八年八月一日
ひので薬局	加美郡加美町字大門四十九一	平成二十九年二月一日
水戸眼科医院	柴田郡大河原町字新東二十九番地五	平成二十九年一月一日

○宮城県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
水戸眼科医院	柴田郡大河原町字新東二十九番地五	平成二十八年十二月三十一日

○宮城県告示第九百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。
平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更後	わたのは薬局	石巻市渡波新沼二百八十五一二十五 石巻市さくら町五丁目七一五	平成二十九年一月二十一日

○宮城県告示第九百一十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二二〇一〇六	ワーク サポート南 柴田郡大河原町字南 桜町四番地二	就労継続支援B型	有限会社ケイ	平成二十九年十月一日

○宮城県告示第九百一十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
1 瀬ノ木橋沢	土石流	角田市鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下	次の図のとおり	宮城県防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
3 瀬ノ木橋沢	土石流	角田市鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下		
中島沢1	土石流	角田市鳩原字鳩原下、字瀬ノ木橋、字中島		
1 中島沢2	土石流	角田市鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋		
2 中島沢2	土石流	角田市鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋		
下寺沢1	土石流	角田市鳩原字中島、字鳩原中、字上土		
下寺沢2	土石流	角田市鳩原字中島、字鳩原中、字上土		
寺沢1	土石流	角田市鳩原字堤下、字寺		
寺沢2	土石流	角田市鳩原字堤下、字寺		
反田沢2	土石流	角田市小坂字反田、字北		
反田沢3	土石流	角田市小坂字石原、字北		
石原沢1	土石流	角田市小坂字石原		
岩下沢1	土石流	角田市小坂字岩下、字石原		
岩下沢2	土石流	角田市小坂字岩下、字石原		
岩下沢3	土石流	角田市小坂字岩下、字北		

鶴南沢2	土石流	角田市平貫字鶴南、字館内
坂津田沢	土石流	角田市坂津田字寒風沢
引田沢3	土石流	角田市尾山字引田、字大橋、字大柵
戸ノ内沢	土石流	角田市小田字坊ヶ入、字台、字竹ノ内、字戸ノ内
山口沢1	土石流	角田市笠島字山口
山口沢2	土石流	角田市笠島字山口
石名畑	急傾斜地の崩壊	角田市平貫字石名畑、字谷地
新田	急傾斜地の崩壊	角田市岡字新田
田中	急傾斜地の崩壊	角田市君萱字田中
関場の1	急傾斜地の崩壊	角田市高倉字関場
関場の2	急傾斜地の崩壊	角田市高倉字新町、字関場、字本町浦、字松浦
杉の内	急傾斜地の崩壊	角田市高倉字杉内
滝	急傾斜地の崩壊	角田市笠島字迎ノ坊、字滝、字愛宕前、字川北
山口	急傾斜地の崩壊	角田市笠島字山口、字滝
畑中	急傾斜地の崩壊	角田市笠島字山口、字畑中、字迎ノ坊、字愛宕前、字滝
堤下	急傾斜地の崩壊	角田市鳩原字堤下
木所	急傾斜地の崩壊	角田市江尻字巻向、字木所
野竹入	急傾斜地の崩壊	角田市高倉字梅ヶ崎
深町	急傾斜地の崩壊	角田市豊室字江合、字深町、字沼頭
江合	急傾斜地の崩壊	角田市豊室字深町、字冬住、字大畔、字豊里

小金沢の2	木所の3	木所の2	堂前	梅ヶ崎	冬住	平	平	馬場内	寒風沢の2	寒風沢の1	中島	小金沢の5	小金沢の3	小金沢の1	山崎	遠見	新田の3	新田の2	野田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
角田市君萱字小金沢下、字小金沢	角田市江尻字木所	角田市江尻字木所	角田市平貫字字賀入、字前河、字堂前、字塚田	角田市高倉字関場、字梅ヶ崎、字竹ノ内、字梅ヶ崎前、字松浦	角田市豊室字冬住、字沼頭	角田市横倉字平	角田市横倉字舛沢、字平	角田市横倉字馬場内、字水上	角田市坂津田字寒風沢	角田市坂津田字寒風沢	角田市鳩原字瀬ノ木橋	角田市君萱字小金沢	角田市君萱字小金沢	角田市君萱字小金沢	角田市横倉字山崎、字馬場内、字水上、字今谷	角田市神次郎字遠見	角田市横倉字新田、字平	角田市横倉字新田、字平	角田市角田字野田

舞台塚の2	舞台塚の5	舞台塚の4	筒の山の4	堀切の2	筒の山の4	台前の2	谷上	台前の1	石田	亀岡の5	北余景	北赤崎	長根	宿浦	欠下	裏丁	泥木	小野	裏丁の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市西福田字舞台塚	東松島市西福田字舞台塚	東松島市西福田字舞台塚	東松島市西福田字筒の山	東松島市西福田字堀切	東松島市西福田字筒の山	東松島市浅井字台前	東松島市浅井字谷上	東松島市浅井字台前	東松島市浅井字石田	東松島市野蒜字亀岡	東松島市野蒜字北余景	東松島市野蒜字北赤崎	東松島市市川下字品金沢	東松島市市川下字宿浦	東松島市小野字鍛冶沢	東松島市小野字裏丁	東松島市小野字泥木	東松島市小野字裏丁	東松島市小野字裏丁

次の図のとおり

宮城県防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

舞台塚沢	池の内	上前柳	上小松	3 上二間堀の	上前柳の2	1 上二間堀の	2 上二間堀の	上館下	上沢目の1	上沢目の2	上沢目の3	中沢の2	五台	前三郷	三ツ谷	雉子抓	別当の5	別当	鱗
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市西福田舞台塚	東松島市小松字池の内	東松島市小松字上前柳	東松島市大塩字上小松	東松島市小松字上二間堀	東松島市小松字上前柳	東松島市小松字上二間堀	東松島市小松字上二間堀	東松島市矢本字上館下	東松島市矢本字上沢目	東松島市矢本字上沢目	東松島市矢本字上沢目	東松島市大塩字中沢	東松島市大塩字荻窪	東松島市大塩字前三郷	東松島市大塩字三ツ谷	東松島市牛網字雉子抓	東松島市牛網字別当	東松島市牛網字別当	東松島市西福田字鱗

井戸神沢	薬師沢2	薬師沢	倉元沢	駒込入	館前	仮又坂	遠島	白幡	中の内	丸山	坂下	倉元	内越	関根	梅沢	竹の花	並松	浅井沢	鍛冶屋沢
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
柴田郡柴田町大字富沢字井戸神、字坂本、字深山	柴田郡柴田町大字富沢字薬師、字中丸	柴田郡柴田町大字富沢字薬師、字中丸、字小板葺	柴田郡柴田町大字成田字倉元、字井戸上、字館山、字上谷、字倉元前	柴田郡柴田町大字成田字待江、字金打岡、字駒込	柴田郡柴田町松ヶ越二丁目、大字槻木字遠島入、字余目山	柴田郡柴田町大字船迫字坂ノ下、字仮又坂	柴田郡柴田町大字槻木字遠島入、字遠島	柴田郡柴田町白幡四丁目	柴田郡柴田町大字船迫字中ノ内	柴田郡柴田町大字海老穴字割田、字海老沢	柴田郡柴田町大字成田字杉ノ内、字坂崎	柴田郡柴田町大字成田字倉元、字三河内	柴田郡柴田町大字成田字内越、字杉ノ内、字北谷、字三大鳥	柴田郡柴田町大字入間田字深町	柴田郡柴田町大字上川名字梅沢	柴田郡柴田町大字上川名字竹ノ花、大字四日市場字川名沢、字上山根	柴田郡柴田町大字船岡字並松	東松島市浅井	東松島市矢本上館下

次の図のとおり

宮城県防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

東山沢	土石流	柴田郡柴田町大字富沢字東山、字井戸神
-----	-----	--------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
堤下沢	土石流	角田市鳩原字上土浮、字鳩原中、字堤下	宮城県防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
反田沢1	土石流	角田市小坂字反田	
石原沢3	土石流	角田市小坂字石原、字北	
石原沢2	土石流	角田市小坂字石原	
鴉南沢1	土石流	角田市平貫字鴉南、字館内、字中	
寒風沢	土石流	角田市坂津田字寒風沢	
田中沢	土石流	角田市君萱字田中、字岩井田	
後田沢	土石流	角田市君萱字田中、字後田	
田中沢2	土石流	角田市君萱字小金沢	
小野沢	土石流	東松島市小野	宮城県防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
寺沢	土石流	柴田郡柴田町大字入間田字寺、字関本、字下台	宮城県防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
1 四柄内沢1	土石流	柴田郡柴田町大字入間田字四柄内、字大畑、字坂中、字田中、字畑中	

稲荷	西歩沢	音見坂	松本沢	2 四柄内沢1
地すべり	地すべり	地すべり	土石流	土石流
柴田郡柴田町大字富沢字井戸神、字東山、字深山	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢、字原坂、字下地替地	柴田郡柴田町大字葉坂字音見坂、字石合、字天王	柴田郡柴田町大字富沢字松本、字葉師、字小和清水、字赤柴、字稲荷	柴田郡柴田町大字入間田字四柄内、字大畑、字坂中、字田中、字畑中

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 岩沼市朝日土地区画整理組合
 - 二 事務所所在地 岩沼市朝日一丁目二番地
 - 三 解散事由 事業の完成
 - 四 解散認可の年月日 平成二十九年十月四日
- 宮城県告示第九百六号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第八十六条の五第二項の規定により、認定を取り消した。
- 平成二十九年十月六日
- | | | | |
|-------|-------|---------------|-----------------------|
| 申請者氏名 | 申請者住所 | 対象区域 | 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日 |
| | | 宮城県知事 村 井 嘉 浩 | |

防衛省 東北
防衛局長
深澤 雅貴
仙台市宮城野区
五輪一丁目三番
十五号
東松島市矢本字野中一番
一、一番三
(九九八五・四七平方メー
トル)
第五十八一七号
年二月二十三日 昭和五十九

○宮城県告示第九百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十二号）第九條第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を
取り消した。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年九月二 十八日	荒井 泰照	二級建築士	第四千五百三十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	大内 長一	二級建築士	第四千四百五十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	相馬 誠一	二級建築士	第四千三百七十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	鈴木 豊男	二級建築士	第四千三百三十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	大宮 利平	二級建築士	第四千三百三十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	熊谷 軍一	二級建築士	第四千三百八十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	大平 鉄雄	二級建築士	第四千二百九十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	畠山 英雄	二級建築士	第四千二百七十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	金賀 哲夫	二級建築士	第四千二百四十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	武山 豊	二級建築士	第四千二百三十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	高橋 昌己	二級建築士	第四千二百六十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	鈴木 慶治	二級建築士	第四千三百十二 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	高橋 堅二	二級建築士	第四千百十五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	氏 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

平成二十九年九月二 十八日	高橋 幸一	二級建築士	第四千五百三十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	小国 博司	二級建築士	第四千五百九十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	長尾 敏美	二級建築士	第四千六百三十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	須藤 政義	二級建築士	第四千六百四十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	川嶋 一郎	二級建築士	第四千六百四十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	桂田 謙造	二級建築士	第四千六百五十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	飯塚 光夫	二級建築士	第四千六百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	高橋 富士 雄	二級建築士	第四千六百六十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	南島 正義	二級建築士	第四千七百四十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	村上 光一	二級建築士	第四千七百五十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	片倉 芳男	二級建築士	第四千七百五十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	菅野 信一	二級建築士	第四千八百五十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	齋藤 博夫	二級建築士	第四千九百二十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	松本 哲夫	二級建築士	第四千九百十六 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	玉田 秀雄	二級建築士	第四千九百四十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	鈴木 榮	二級建築士	第五千三十五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	金須 五郎	二級建築士	第五千四百号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	笠原 稔	二級建築士	第五千五百十二 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	生出 武志	二級建築士	第五千二百七十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十八日	新沼 富之 進	二級建築士	第五千二百八十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

平成二十九年九月二十八日	森 優	二級建築士	第八千三十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	木村 晃	二級建築士	第七千七百五十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	大友 稔	二級建築士	第七千五百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	大泉 博司	二級建築士	第七千五百四十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	曾根 義雄	二級建築士	第七千五百二十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	金野 英雄	二級建築士	第七千六百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	高橋 重信	二級建築士	第七千五百五十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	我妻 正男	二級建築士	第六千五百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	千坂 忠夫	二級建築士	第六千三百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	後藤 直之	二級建築士	第六千二百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	石橋 忠	二級建築士	第五千九百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	千葉 義文	二級建築士	第五千八百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	山本 勝義	二級建築士	第五千八百十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	吉田 昭夫	二級建築士	第五千八百十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	佐藤 次男	二級建築士	第五千七百五十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	埜口 正勝	二級建築士	第五千六百八十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	佐藤 昭市	二級建築士	第五千六百十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	川田 末男	二級建築士	第五千六百九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	荒井 良夫	二級建築士	第五千四百四十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	高橋 春雄	二級建築士	第五千四百四十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年九月二十八日	湯浅 進	二級建築士	第八千二百九十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	菅井 文一	二級建築士	第八千三百六十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	佐藤 喜代志	二級建築士	第九千二百二十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	佐藤 善三	二級建築士	第一万二千二百十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月二十八日	高橋 廣	二級建築士	第一万二千八百三十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第九百八号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二志津川自然の家の項中「南三陸教育事務所」を「気仙沼教育事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年十月十日から施行する。

○宮城県告示第九百九号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月十日から施行する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百十号

互理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年九月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加藤 陸 男

○宮城県告示第九百一十一号

柴田郡村田町外一町澄川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年十月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十月六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年十月六日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日時 平成二十九年十月十二日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

第三号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、次のとおり数開票区を設置したので、同項の規定により告示する。

平成二十九年十月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

開票区名	開票所にあてようとする場所		有権者数	所属投票区
	建物の名称	所在地		
仙台市太白区一開票区	仙台産業展示館アズテジウム	仙台市太白区中田町字杉ノ下一八番地	一、四二〇㎡	仙台市太白区第一投票区から第三〇投票区まで及び第三五投票区まで
仙台市太白区二開票区	仙台産業展示館アズテジウム	仙台市太白区中田町字杉ノ下一八番地	一、四二〇㎡	仙台市太白区第三一投票区から第三四投票区まで
大崎市古川一開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	三、七〇〇人	松山第一投票区から三本木第一投票区まで、三本木第五投票区から三本木第六投票区まで、鹿島台第一投票区から鹿島台第六投票区まで、田尻第一投票区から田尻第八投票区まで
大崎市古川二開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	一、八三七㎡	古川第一投票区から古川第三二投票区まで、岩出山第一投票区から岩出山第六投票区まで、鳴子第一投票区から鳴子第九投票区まで

○宮選管告示第百二十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法

律第百号)第二十二條第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。
平成二十九年十月六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

選挙時登録の基準日

平成二十九年十月九日

○宮選管告示第百二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十五条の規定による平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。
平成二十九年十月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 平成二十九年十月十日 午後五時

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第131号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。
平成29年10月6日

宮城県公安委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る技能検定の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成29年11月8日から 平成29年12月27日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許セン
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	平成29年12月27日まで	宮城県運転免許セン

とする者(平成28年、29年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者等)より資格審査の一部科目が免除となる者
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

クー

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成29年10月6日(金)から平成29年10月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成29年10月6日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601